

「地域密着型 I T人材育成プログラム運営業務」の委託に関する 企画コンペ実施要領

令和 3 年 6 月 1 日
宮崎県総合政策部産業政策課

令和 3 年度に宮崎県が実施する「地域密着型 I T人材育成プログラム運営業務」に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

1 委託業務の概要

別紙「地域密着型 I T人材育成プログラム運営業務」業務委託仕様書のとおり。

2 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

3 委託件数

1 社

4 委託契約額の上限

19,811,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務の実施にあたって、行政、教育関係機関、経済団体、金融機関、企業等の関係機関との連携体制がとれること。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年宮崎県条例第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 2 1 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始する

ことを誓約した者。

6 企画コンペ実施の告示方法

県庁ホームページにより告示

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和3年6月2日（水） |
| (2) 事前説明会参加申込書の提出締切 | 令和3年6月7日（月）正午まで |
| (3) 事前説明会 | 令和3年6月10日（木） |
| (4) 質問書提出締切 | 令和3年6月16日（水）正午まで |
| (5) 企画コンペ参加申込提出締切 | 令和3年6月25日（金）正午まで |
| (6) 企画コンペ提案書等提出締切 | 令和3年6月29日（火）正午まで |
| (7) 第1次審査結果通知 | 令和3年7月1日（木） |
| (8) プレゼンテーション | 令和3年7月6日（火） |
| (9) 第2次審査結果通知 | 令和3年7月9日（金） |

8 企画コンペの方法

(1) 事前説明会の開催

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書（様式第1号）を提出すること。なお、説明会への参加は企画コンペ参加の必須条件ではない。

①日程

令和3年6月10日（木）15時から

②場所

オンラインシステムを利用して実施する。

③提出先

下記10を参照

④提出期限

令和3年6月7日（月）正午まで

⑤提出方法

電子メール又はファクシミリ

⑥その他

ア 参加申込みをした者に対しては、産業政策課から書類を受け付けた旨の電話連絡を行うが、申込みの日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに連絡がない場合には当課まで問い合わせること。

（提出期限日に電子メール又はファクシミリで参加申込書を提出した者は、当日中に産業政策課に対して電話で提出状況の確認を行うこと。）

イ 参加申込みをした者に対しては、開催日前日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに事前説明会の詳細を通知する。

(2) 質問等

企画コンペ及び業務委託仕様書についての質問は、質問票（様式第2号）を提出すること。

①提出先

下記10を参照

②提出期限

令和3年6月16日（水）正午まで

③提出方法

電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④問合わせの内容及び回答

軽微なものを除き、質問者に電子メール又はファクシミリで回答するほか、県ホームページで公表する。（質問者名は公表しない。）

（3）企画コンペへの参加申込

企画コンペに参加を希望する者は、企画コンペ参加申込書（様式第3号）を提出すること。

①提出先

下記10を参照

②提出期限

令和3年6月25日（金）正午まで

③提出方法

電子メール又はファクシミリ（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（4）企画提案書等の提出

①提出する書類

ア 企画コンペ提案書（様式第4号）1部

イ 企画提案書 6部（A4版）

・審査基準表（別紙1）の項目の順番に従って、作成すること。

ウ 見積書及び見積明細書 6部（うち、一部については押印すること）

・業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 業務スケジュール 6部

オ 会社概要（既存のもの） 6部

カ 業務実績（過去3年以内の地方公共団体との契約実績） 6部

②提出先

下記10を参照

③提出期限

令和3年6月29日（火）正午まで

④提出方法

郵送又は持参（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑤留意事項

・企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された資料は返還しない。

・虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。

・委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。

- ・参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- ・企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。

(5) 審査の実施

審査方法は書類審査及びプレゼンテーションによる企画コンペ方式とし、提出された企画案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。ただし、企画コンペ参加者が3者程度である場合には、第1次審査は実施せず、第2次審査のみ実施する場合がある。

なお、審査は県職員等で構成する審査委員会で、審査基準表（別紙1）の項目について評価を行う。

①第1次審査（書類審査）

提出された企画書について、書類審査を行い、優良提案を3者程度選定する。

選定結果は、企画コンペ参加者に対して書面により通知する。選定された企画書を提出した業者には、第2次審査に関する詳細を通知する。

②第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査で選定された提案者を対象として、企画書等をもとにプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案を選定する。

ア 審査方法

現地またはオンラインによるプレゼンテーション審査とする。

※企画コンペ参加申込書（様式第3号）に希望する審査方法を記載すること。

イ 内容

企画書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、契約の相手方を決定する。

ウ 審査日

令和3年7月6日（火）

エ 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする。

オ 審査場所

宮崎県総合政策部会議室 本館3階（宮崎市橋通東2丁目10番1号）

カ 説明者

1提案者当たり3名以内で、主たる説明者を1名、それを補助する者を2名以内とし、主たる説明者は、本業務を主で担当する者とする。

キ 審査結果通知

第2次審査参加者に対して書面により通知する。

ク その他

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画書の受付順とする。時間については、別途通知する。
- ・オンラインによる審査を希望する場合は、提案者が「Zoom」、「Teams」または「Skype」いずれかのWeb会議ツールを準備し、前日までに接続テストを行うこととする。
- ・審査当日にWeb会議ツールが何らかの原因で使用できず、審査が困難となった場合、別途日時を指定して実施する。

- ・来庁して対面による審査を希望する場合、県では、大型モニターもしくはプロジェクター及びスクリーンを各1台準備するが、パソコン（付属するコード類含む）やインターネット回線については、提案者が準備すること
- ・採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

9 契約の方法

(1) 契約締結の手続きについて

審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

概算払により支払い、本業務の進捗及び実績に基づき精算する。

10 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県総合政策部産業政策課産業人財担当（担当：高崎、井上、門川）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-26-7967（直通）

FAX 0985-26-0047

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp